

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに
公布する。

令和7年1月17日

鳥取市長 深澤義彦

鳥取市規則第3号

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

一般職の任期付職員の採用等に関する条例施行規則（平成15年鳥取市規則第50
号）の一部を次のように改正する。

第4条を削り、第5条を第4条とし、第6条を第5条とし、第7条を第6条とする。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。